

65歳
以上の
皆さんへ

平成24年度から 介護保険料が変わります

介護保険料は、介護保険事業計画とともに3年ごとに見直されます。

高齢化が進み、介護サービスの利用者や利用料が増大している現状などを考慮して、平成24年度から3年間の保険料が次のとおり決定しました。

ここが
ポイント

国が定める「介護保険の財源全体に占める保険料の負担割合」が変わりました。（変更前20%→変更後21%）

新しくなった介護保険料のお知らせです

65歳以上の方の保険料は、次の方法により算出された基準額をもとに、所得に応じて6段階に分かれます。

基準額の算出方法

城里町の介護保険料の
基準額46,800円
(年額)

=

城里町で必要な介護サービスの
総費用(年額)

×

国が定める65歳以上の方の
負担割合(21%)

城里町に住む65歳以上の人数

段階 (保険料率)	対象になる方	保険料(年額)	
第1段階 (基準額×0.5)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(※)受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	23,400円	
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	23,400円	
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が町民税非課税の方で第2段階に該当しない方	35,100円	
第4段階	$\left(\begin{array}{l} \text{基準額} \\ \times \\ 0.85 \end{array} \right)$	同じ世帯には町民税課税者がいるが、本人は町民税が非課税で、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	39,780円
	基準額	同じ世帯には町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税の方	46,800円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	58,500円	
第6段階 (基準額×1.5)	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	70,200円	

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受けている年金です

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎029 - 288 - 3111 (内線372、373)